

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	消費生活協同組合に係る員外利用の拡充に伴う税制上の所要の措置
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目
		②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号。以下、「生協法」という。)において員外利用とは、消費生活協同組合(以下、「生協」という。)が、組合員以外の者にその事業を利用させることである。員外利用は原則禁止されているが、組合員以外に事業を利用させることが合理的な場合は、法令上限定列挙し定めているところ。</p> <p>現状、生協法第12条第3項第4号及び同法施行規則(昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号)第7条において、組合員以外の者に特定の物品を供給することのできる事業(酒類・たばこ・ガス・水道水)を規定している。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>今般、組合員以外の者に電気を供給する必要が生じたことから、地域の実情に応じ、生協が社会的役割を果たすことができるよう、生協法施行規則を改正し、員外利用が認められる事業に電気を供給する事業を追加する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第42条の3の2、第68条 地方税法第72条の24の7</p>
5	担当部局	社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和2年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯	平成21年度改正 創設 平成23年度改正 拡充 平成27年度改正 延長 平成29年度改正 延長 令和元年度改正 延長 令和3年度改正 延長 令和5年度改正 延長
8	適用又は延長期間	令和7年3月31日まで

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生協は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような生協の事業活動を推進し、生協をはじめとする地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備し財政基盤の充実を図る必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 生協は、「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、のべ6, 890万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用しているところである。 近年、生協は、地域共生社会の実現に向け、組合員以外の社会に対する貢献活動を求められている場面が増加しており、収益性の低い事業や地域貢献に資する取り組みを行っている。 今般、組合員以外の者に電気を供給する必要が生じたことから、地域の実情に応じ、生協が社会的役割を果たすことができるよう、生協法施行規則を改正し、員外利用が認められる事業に電気を供給する事業を追加することを予定しているが、引き続き、法人税等における税制上の優遇措置を講じることで、財政・経営基盤の強化を図り、生協をはじめとする地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備する必要がある。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること</p> <p>施策大目標1 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること</p> <p>施策目標1-3 ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 員外利用の見直し及び拡充を行うことで、生協が地域共生社会の一員として地域の実情や課題に対応した事業を行うこと。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 今般、組合員以外の者に電気を供給する必要が生じたことから、地域の実情に応じ、生協が社会的役割を果たすことができるよう、生協法施行規則を改正し、員外利用が認められる事業に電気を供給する事業を追加することを予定している。 零細な生協にとって国内市場は依然として厳しい経営環境下で経営基盤が脆弱であるため、引き続き、法人税等における税制上の優遇措置を講じることで、財政・経営基盤の強化を図る必要がある。</p>
10	有効性等	① 適用数	1

		②: 適用額	—
		③: 減収額	▲0.21(百万円)
		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>生協は、長年にわたり、高齢者や子育て世代などの居場所づくりや健康づくり、生活困窮者に対する生活相談、さらには災害対応など、多種多様な取組を展開しており、地域共生社会の実現に向けた支援体制づくりを進める上で重要な担い手となっている。</p> <p>本税制措置により、一部の生協については着実に経営基盤の安定化が図られているものの、零細な生協にとって国内市場は依然として厳しい経営環境下で経営基盤が脆弱であり、依然として十分な状況とは言えない。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>生協のほかに電気事業等を行う他の事業者がない場合、当該地域において継続的に電気の安定供給を担うことが可能となる。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>近年、生協は、地域共生社会の実現に向け、組合員以外の社会に対する貢献活動を求められている場面が増加しており、収益性の低い事業や地域貢献に資する取り組みを行っている。</p> <p>今般、組合員以外の者に電気を供給する必要が生じたことから、地域の実情に応じ、生協が社会的役割を果たすことができるよう、生協法施行規則を改正し、員外利用が認められる事業に電気を供給する事業を追加することを予定しているが、引き続き、法人税等における税制上の優遇措置を講じることで、財政・経営基盤の強化を図り、生協をはじめとする地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備する必要がある。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>生協は、時代の変化に伴い、組合員に対する事業提供のみならず、広く地域社会に貢献する役割を求められており、生協のほかに事業者がない地域においては、当該地域への物品供給を担うことが期待される。これを実現するためには、生協本来の相互扶助組織という理念に反しない限りで、員外利用を無制限に拡充する必要があり、他の手段によっては代替できない。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>所要の税制上の措置を伴う制度改正を講じることによって、生協による地域の実情に合わせた事業の実施が可能となり、地域共生社会の実現に向けた体制づくりの推進につながる。</p>
12	有識者の見解		—

13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	
----	------------------------	--